# 特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室

理事の職務権限規程

## 理事の職務権限規程

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室(以下「法人」という。)の理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守) \_

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務 を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならな い。

#### 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 理事のうち、1名を理事長とし、法令上の代表理事とする。

(理事長)

- 第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) この法人を代表し、その業務を執行する。
  - (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
  - (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

- 第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (4) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (5) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副理事長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

### 第3章補則

### (細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議 により別に定めることができる。

### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、2023年1月1日から施行する。 (2022年12月15日理事会議決)

#### 別表 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	理事長	副理事長
役割	・この法人を代表し、そ	・理事長を補佐し、この法
	の業務を総理	人の業務を執行
	・理事会を招集し、議長	<ul><li>理事長の事故時等の職務</li></ul>
	と してこれを主宰	執行
事業計画・予算案作成	©	0
事業報告・決算案作成	©	0
対外協力・地域連携	0	0
事業開発	0	0
広報	0	0
法人業務	©	0
総会・理事会	©	0
財務計画・資金管理・会計	0	0
契約締結	0	0
会員・会費関係	0	0
人事・給与制度・事務局管理	©	0
外部への文書発信	0	0